

個人市・県民税の定額減税について

国の経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度の所得税及び令和6年度分の個人市・県民税において定額減税が実施されることとなりました。
個人市・県民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人市・県民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人市・県民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



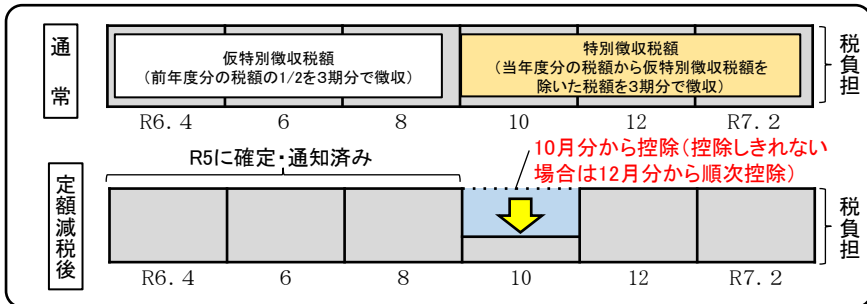
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※徴収方法が複数に分かれる場合など、上記のとおりとならないことがあります。

その他

- 減税額は、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載されます。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)